

地方行政委員會議録 第十七号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事金子 岩三君 理事額額 彌三君

理事高田 富與君 理事渡海元三郎君

理事丹羽喬四郎君 理事太田 一夫君

伊藤 鐵君 宇野 宗佑君

小澤 太郎君 龜岡 高夫君

久保田円次君 田川 誠一君

津島 文治君 安宅 常彦君

山崎 巖君 川村 繼義君

二宮 武夫君 北山 愛郎君

山口 鶴男君

出席政府委員

建設事務官 鬼丸 勝之君

自治政務次官 大上 司君

(大臣官房長)

自治事務官 佐久間 彊君

(行政局長)

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

委員外の出席者

自治事務官 松島 五郎君

(財政局財政課長)

三月八日

委員渡辺惣蔵君辞任につき、その補

欠として北山愛郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員北山愛郎君辞任につき、その補

欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する等の

法律案(内閣提出第九七号)

○園田委員長 これより會議を開きま

す。地方交付税法の一部を改正する等の

法律案を議題とし審査を進めます。質

疑を行ないます。通告がありますので

順次これを許します。田川誠一君。

○田川委員 私は地方財政計画に關連

して、自治団体の財産管理のことにつ

いて少しお伺いしたいと思います。と

申しますのは、最近公用地それから海

浜地に個人の住宅、別荘であるとか週

末の住宅、こういった個人の住宅を、

ほとんど建てるといふ傾向が非常にひ

権限を持っているものというふうに考

えております。○田川委員 そうすると、それは国

からまかされて知事が許可をしている、

こういうふうな解釈してよろしゅうご

ざいますか。○佐久間政府委員 さように存じま

す。○田川委員 その場合に、公のものに

ついて、都道府県知事が使用料、手数

料、こういうものを徴収することがで

きますかどうか。それからできるとし

たならば、その徴収した使用料、手数

料は、国庫に納付しなければならぬ

のであるかどうか、この点についてお

伺いたします。○佐久間政府委員 海岸敷につしまし

ては、国有財産ではございますが、建

設省が第一次的に管理の責任を持って

おるように思いますので、お尋ねの点

は、私どもとしては可能であろうと思

います。○鬼丸政府委員 ただいまお尋ねの、

海浜地の使用を民間の手に認めた場合

におきます使用料は、地方財政法の規

定によりまして、地方公共団体が条例

を制定しておる場合には、当該地方団

体に入りますけれども、この場合は国

庫に入っております。

か、それから国有財産としてみなされ

る場合には、行政財産であるか普通財

産であるか、そのどちらであるかお伺

いしたい。○鬼丸政府委員 海浜地の所管につ

きましては、これは海岸法あるいは港湾

法あるいは漁港法、こういう法律の適

用を受けておられます区域は、それぞ

れの法律によりまして所管大臣がき

まっております。従いまして、そうい

う法律の適用を受けないその他の海浜

地につきましては、法律上、必ずしも所

管がはつきりいたしておるとは申しさ

せんが、これは従来からの取り扱

い、建設大臣の所管ということにな

っております。この場合、もちろん

国有財産だけでございますが、この場

合、国有財産である海浜地は、いわ

ゆる公用財産というふうな解せられる

のでございます。○田川委員 そうすると今の

お話で、財産法に言う行政財産である、そして

行政財産のうち公用財産というこ

とですね。その所管が、法律の適用以

外の一般の海浜地は、建設省の所管で

あるというお話ですが、その根拠を

ちよつと教えていただきたい。

○鬼丸政府委員 先ほどお答え申し上

げましたように、実定法の適用を受け

ておる以外の海浜地につきまして、法

律上必ずしも所管がはつきりしてな

いという点がございしますが、ただこれ

は終戦後建設省ができました当時、従

来の内務省の所管事項がこの部分

——その他若干ございしますが、そのまま引

き継がれたという点から、建設省で

は、設置法上多少疑問がございすけ

れども、いろいろ、建設省所管にか

る公共物の維持とか保存とか取得の業

務を設置法上所掌事務としております

ので、そういう関係と、旧内務省から

の引き継ぎで取り扱っております、こう

いように考えておるのでございす。

○田川委員 そうすると、法律的には

はつきりした根拠がない、こういうこ

とが言えるわけですね。私が今ここ

この問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

う問題を取り上げましたのは、こ

に對してどういふふうにお考えですか、お聞きしたい。

○鬼丸政府委員 たいま御指摘の、神奈川県事例につきましても、私もある程度調査をいたしまして承知いたしておりますが、これは国有財産である海浜地の用途を妨げておるものとは考えられません。従いまして、国有財産法上違法な処分を県がいたしたとは考えられないのでございます。

○田川委員 今のお話ですと、海浜地に個人の週末住宅のようなものを建てても別に害はないということでありまして、日本の周囲を取り巻く海岸、法律の適用を受けない一般の海岸については、自由に個人の住宅を建てることのできるわけですか。それでよろしゅうございませうか。

○鬼丸政府委員 国有財産法におきましては、行政財産の処分等につきましては、この法律の第十八条に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売却し、又はこれに私権を設定することができない。」というふうな規定されておりました。要するに、行政財産としての用途なり目的を妨げない限度においては、使用させることができるというふうな規定になっておりますので、この規定に基づきまして、適正な使用料を徴収いたしまして許可をいたしますれば支障はないというふうにお考えられるのでございます。

○田川委員 そこで知事が許可する権限のことについて、もう一度お伺いしたいと思ひますが、先ほどのお話でありますと、法的な根拠がはっきりしない、戦前からの慣習で建設省が所管を持っておいて、そうして知事に許可権を委任してある、こういうお話でありませうけれども、そういう話では、根拠のない委任では、はたして知事のやうな許可が正当な許可であるということには言えないと思ひます。もう少し何か根拠があるような気がいたしますけれども、もしありましたらお知らせしていただきたいと思います。

○鬼丸政府委員 先ほど私申し上げましたのは、海浜地の所管につきましては、建設大臣の所管になっておる点に、旧内務省からの引き継ぎによりまして慣行的にそうなっておるといふことを申し上げたのであります。そこで、これを前提にいたしまして、国有財産法の第九条の規定に基づきまして、建設大臣が知事に海浜地の管理を委任いたしております。第九条は御承知かと思ひますが、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局長の長に分掌させることができる。」ということになっておりました。この第一項の規定によりまして、建設大臣が建設省所管国有財産取扱規則という訓令を制定いたしておりますが、これによりまして運用いたしております。

○田川委員 その規則のどこに当てはまるか教えていただきたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 建設省所管国有財産取扱規則の第三条に該当するのでございます。

○田川委員 第三条は事務の分掌ですね。第三条の事務分掌の中で、「大臣官房会計課、河川局、道路局、営繕局、国土地理院」とずっと、いろいろ書いてあります。

てあります。その中で都道府県所属の国有財産の管理及び処分に関する事務は、当該部局長の長において処理するものとする。こういうことがございませうか。

○鬼丸政府委員 おっしゃる通りでございます。この規定で、都道府県所属の国有財産の管理及び処分に関する事務、つまりその都道府県の区域に属しておるといふものを処理させるものとするというふうになっておるわけでございます。

○田川委員 そこで自治省の行政局長にお伺いしたいのですが、国が都道府県に国有地の管理を委任する場合には、これは機関委任と解釈するかどうか、いかがですか。

○佐久間政府委員 若干問題がないわけではございませんが、私どもは機関委任事務というふうに解釈しております。

たいことは、この取扱規則の第二十一条に「部局長は、これは都道府県知事を含めた意味でしようが、部局長は、次の各号に掲げる場合のほか、当該部局長の各号に掲げる場合のほか、当該部局長の行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させてはならない。」が「直接又は間接に部局の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。」それから「二番目として、公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。」三番目として「前各号に掲げる場合のほか、部局長が特に必要やむを得ないと認めるとき。」という規定があります。これが言ひますと、どうも個人の週末住宅に都道府県知事がほとんど許可していくというところは、ちょっとおかしいような気がいたしませんけれども、これについて建設省の考えをお聞きしたい。

○鬼丸政府委員 たいまお話しのような御意見、あるいは御批判もあるかと思ひますが、御指摘の神奈川県事例につきましては、この第二十一条の第三号の規定に該当させて使用を許可したものと考へております。ただその場合に、「特に必要やむを得ない」というふうな、非常に厳格に示した表現になっておりますから、お話しのように、レジャー用の民間の建物の敷地に供することを認めることはどうかという御批判はあるかと思ひます。

○田川委員 これは少し疑義があると思ひます。かように考へます。

○鬼丸政府委員 国有海岸あるいは海浜地全体の問題といたしまして、行政上のあるいは立法上の措置が、ややおくられておると申しますか、歴史的に見ましても、比較的最近、だんだん行政上諸般の措置が整備されてきておるといふふうにお考えられます。特に

といったような、一般公衆の用に供する施設にもならないという場所柄であるとも聞いております。ただ、しいて言えば、あの辺一帯の景観を保持する必要があるのじゃないかというふうな話も聞いております。ですから景観を保持する上に妨げにならないかというふうな差しかえられないのではないかと申す。ふうに考へられて、県当局も使用を許可したものと考へられるのでございませう。

○田川委員 「特に必要やむを得ないと認めるとき。」ということ、週に一回の別荘に適用するということ、どうもこれは常識で言つて非常におかしいことだと思ひますが、それはさておきまして、私は神奈川県の場合だけを言つておるわけじゃない、せんで、神奈川県三浦三崎のことを一例にあげたわけですね。こうした場合が全国に相当あると思ひます。海岸を持つておる静岡県、千葉県、茨城県、たくさんあると思ひますが、その国有海浜地が、こうして半ば野放し状態に置かれておるといふことは、非常に残念なことだと思ひますが、こうした国有海浜地を、今建設省が言われたよう大ざっぱなことではなく、もう少し何か規制するといふようなことをしなければいけないんじゃないかと思ひますが、この点について官房長のお考えをお聞きしたい。

○鬼丸政府委員 国有海岸あるいは海浜地全体の問題といたしまして、行政上のあるいは立法上の措置が、ややおくられておると申しますか、歴史的に見ましても、比較的最近、だんだん行政上諸般の措置が整備されてきておるといふふうにお考えられます。特に

○鬼丸政府委員 国有海岸あるいは海浜地全体の問題といたしまして、行政上のあるいは立法上の措置が、ややおくられておると申しますか、歴史的に見ましても、比較的最近、だんだん行政上諸般の措置が整備されてきておるといふふうにお考えられます。特に

港湾、漁港の区域につきましては、かなり前から法律上の規制なり措置も講じられ、予算上の措置も講じてきておりますけれども、その他の海岸につきましては、御承知のように海岸法が昭和三十一年よりよくできた程度であります。これは災害対策上、災害防止上、海岸法が制定されて、それも特に保全区域というものを限定して、その区域を整備するというふうになっておるわけでございます。ですから海岸線の延長から申しますと、その他の海岸、そのまた大部分が国有海岸地である、こういう実情で、実は公益的な目的あるいは公共目的という点から申しますと、その他の延長としては、非常に長い海岸地海岸は、そこまでは十分、他の海岸と同様にまで諸般の措置を講じて参る必要があるかどうかという問題があると思うのです。つまり開発されておる、あるいは近く開発されるであろう海岸地、あるいは災害対策上施設をしなければならぬ海岸地以外のものにつきましては、十分まだ手が回らない、また手を回して措置をする必要があるかどうかという点も検討しなければならぬ問題であると思っております。ただいまの段階では、おっしゃる通りに半ば野放しのような状況になっておる。ただ、国有財産法上の管理につきましては、これはもう少し管理を適正にいたしまするように行政上の指導なりあるいは省令、訓令等の規定におきまして、もう少し検討いたしまして改正等考えなければならぬという事は、私どもも痛感しておる次第でございます。

○田川委員 一般の海岸地は、全然整備されていないと言っているのじゃな

いかと思えます。おそらく一般の海岸地のいわゆる公共財産の台帳というものは全然できていないと思うのです。そうした台帳を整備するように一つお願いをしたい。

それからも一つは、規制の処置をなるべく早く考えていただきたい。これについてもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○鬼丸政府委員 一般の国有海岸地につきまして、精密な調査をして台帳を整備すること、これは相当の経費を要することでもございます。先ほど申し上げましたように、一般の海岸地は公共用財産になっておりますけれども、実際には公共用あるいは公用という機能をほとんど持っていないところが大部分でございます。そこでこれらにつきまして、直ちに台帳を整備する必要はあるかどうか、私どもどちらかと申しますと、この点は消極的に考えております。現在、国有財産法上も、台帳を整備する必要がないというむしろ適用除外の対象になっておりますので、この点はせつかくのお話でありまして、このように御了承いただいたらいいと思っております。ただ、現在の国有財産法上の規定に基づく管理を、もう少し適正に行なうということにつきましては、私どももさつやく検討いたしまして、善処させていただきますと思っております。

○田川委員 これは法律で処置をしていただかなければいけない問題じゃないかと思うのです。あまり神奈川県のことばかり取り上げて恐縮でありますけれども、私が例にあげたこの神奈川県

の三浦三崎の一角、ここを占用しておるいわゆる各家主、別荘の持ち主は、

このうちで四人が外人です。そしてあたりはみな東京の経済界の一流の人たちであります。これが売ったり、買ったりして居るわけですが、そしてわすかにただ同様の年坪四十九円という地代で土地を借りて、そしてその家が何百万円、何千万円で売買されるという事になりまして、一つの利権になるわけです。このままにしておいたならば、こうしたことは今後もしばしば行なわれると思っております。すでに六件の申請も出ております。あの小網代湾は非常に狭い、小さな湾であります。風光も非常に明媚なところであります。そういうような海岸で、今官房長が言われたように、今まであまり利用されてないというところですけれども、これはあなたが行ってごらんにならないかわからないと思っております。そんなものじゃありません。日曜になりますと、ハイキングのお客さんが、冬でさえも大ぜいあそこへ来て楽しんでおる。ポートを借りて楽しむ。それが個人のために独占されるということであつては、これは公共用地としての意味がなくなってしまうので、こうしたことにつ

きましては、ぜひ一つ法律の規制を適用してもらいたい、しなければいけないと思つておる。それから、今申しましたこの神奈川県の状態を、今までのお話をすると、このままでいいというお話のように聞こえますけれども、そんなことじゃどうも私どもは納得できないと思つておる。少し乱用し過ぎるのじゃないかというように、弊害がどんどんできてくると思つておる。この点についてもう少しあなたにお伺いしたいと思います。

○鬼丸政府委員 たいまのお話のうち、転売をするというようなことは、厳に戒めなければならぬ点だと思つております。名義者は変わりませんが、実際はほかの人にあるいは権利金をとって売つた人というようなことがございまして、この点は十分に警告もいたして取りやめさしめたいと思つております。先生御承知のように、この使用許可は一年で更新することになっておりますので、実際上は当初許可したと同じ条件、状態におきまして使用する以上は、この更新は繰り返しておられますけれども、実態が御指摘のよう

に変わると、権利が御指摘のようになりまして、他人に使用されておるといふような実態があれば、これは更新の際許可を取り消すようにと考へておられます。なお、使用料につきましては、これは海岸地だけのごさいませけれども、国有財産の土地の等級を通常きめまして、その等級ごと

に使用料の額を知事がきめておるのであります。神奈川県の場合には一等から四等まで等級がございまして、御指摘の海岸地は二等地になっております。横浜市内とかその他の市街地あるいはそれに近い便利なところは一等地になっておる。一等地が一平米当たり二十円でございます。二等地は十五円でございますから五円の開きでございます。ま

ままああこれは適正な使用料の額であると考えられるのでございます。

○田川委員 法的な規制をやるかどうかという点を、もう一度お伺いしたい。

○鬼丸政府委員 法的な規制をさらに強化するかどうかという点につきま

しては、これは建設大臣所管の国有海岸地だけの問題ではないと思つておる。大蔵省初め関係各省とも十分今後相談いたしまして、検討させていただきます。という次第でございます。

○田川委員 今お話しした土地の使用の期間が一年だといふお話でありますけれども、この神奈川県の場合、その土地に建てられた家が本建築なんです。掘立小屋じゃないのです。一年更新の土地の使用に対して、こうした本建築の家を堂々と建てておるのです。そういう点からも、私が指摘したこの海岸地の使用は少しおかしいのです。しかもこれはみんな固定資産税も払つておるわけでありまして、これは一年の短期間しか貸せないという意味の規定だろうと思つておる。そういうこと自体も少しおかしいのじゃないかと思つておる。この法的な規制は一つぜひ推進していただきたいと思つておる。

それからもう一つついでにお伺いしたいのは、あの付近にはアメリカの横須賀海軍基地司令部があつて、終戦直後からアメリカ人が非常にたくさんおりました。私が今申しました家の中にも、またそれ以外にも、アメリカ人が終戦直後不法に、黙つてあの付近一帯を占拠して、個人の住宅に使つておるというところも二、三あるようであり

ますが、こうした終戦のとききまされて占拠してしまつた土地、家といふものに対しては一つ検討していただきたいと思つておる。この点はいかがでございますか。

○鬼丸政府委員 外国人の不法占拠の件につきましては、実はこの国有海岸地の方に今四軒建てておりますけれど

は、これは建設大臣所管の国有海岸地だけの問題ではないと思つておる。大蔵省初め関係各省とも十分今後相談いたしまして、検討させていただきます。という次第でございます。

も、そのうちどれでございましたか、当初不法占拠の形で家を建てた者があ

るようでございますので、その後県当

局が注意いたしまして、正式に占用の

使用許可をとらせまして、現在はその

使用料を徴収しておる、こういう状況

だと承知しております。

○田川委員 これで終わります。

○園田委員長 北山愛郎君。

○北山委員 大へん貴重な時間を拝借

して恐縮ですが、地方財政関係のきわ

めてばかたというか、あるケースに

ついてのお考えを聞きたいのでありま

す。

問題は空港整備法による第三種空港

でございますが、最近経済の高度成長

とか地方の経済の開発というようなこ

とで、道路交通の公共施設を整備拡充

しようという空気が非常に地方自治体

に強いわけであります。その結果とし

て、財政力を越えた地元負担というも

路の末端に小学校と中学校があつて、

それが進入路にかかっておるものです

から、当然、小学校は移転をしなければ

ならぬ、その隣の中学校も移転をしな

なければ、地元民としては承知をしな

いということになっておる。ところが

その二つの学校を移転しますと、それ

だけで二億円かかる。数千円という

用地費を市が負担し、さらにその小学

校、中学校の移転費まで市が負担する

ということになれば、二億数千円の

費用を市が負担しなければならぬ、

こういうような状況になっておるわけ

であります。ところが空港というの

は、これを設置する地元の市として

は、直接にはあまり利益がない上に、

用地を取られるので、むしろマイナス

の面が多いわけです。利益を受けるの

はいわば非常に広い区域の住民が利益

を受けるということになるだろうと思

うのです。だからこういう施設は少な

くとも県単位くらいで考えなければな

らぬだろうと思うのですが、このよう

であります。そこで実はきょうは運輸

省航空局の関係者にもおいでを願っ

て、詳細に事態を明らかにしてお伺い

をすればいいのであります。そちら

の方を呼んでおられますので、一応一

般的なそういう事態についての自治省

としての考え方を伺いして、そうし

て一つこの問題を十分に調査をして、

適切な指導をしてもらいたい、こうい

うふううに考えるわけでありませう。

要するに空港というような問題について、

しかも直接には県が設置を管理をす

るといふ施設について、地元の市町村

が学校の移転までして何億という金を

負担する、それが地方財政あるいは地

方自治の適正な運営かどうかという問

題であります。ですから、それについ

ての一般的な御見解をまず自治省から

伺って、そしてなお十分調査をして措

置をしていただきたい、こう思うわけ

であります。

○松島説明員 ただいまお尋ねのござ

いました空港の問題でございますが、

まして、たとえば今申し上げましたよ

うに設置管理者をきめますにも飛行場

所在の市町村と飛行場所在の都道府

県、あるいはその飛行場に利害関係を

有する関係地方団体が協議して定め

るといふような形になっておりました

——もちろんそうなっておるからと

言って、これが共同設置という法律上

のものではないと思ひますけれども、

どちらかといえばそれに近いような

ニュアンスを持っておられますので、そ

の経費負担も、国道について県が負担

すべき分を市町村に転嫁するとか、あ

るいは河川費について県が負担すべ

きもの市町村に転嫁するというような

ものは、ちょっと性質が違ふのでは

なからうかと考えられます。しかしお

尋ねのように何億という金を市町村が

出せるはずのものでももちろんござ

いませんし、また一つの仕事をやります

場合に、どれだけ全体として金がかか

り、それをどういふふう負担してい

るか、あるいは財政的に負担できるか

のも含んで、全体としてこれは空港の

経費だと思ふのであります。従つて、そ

の空港を設置するに要する経費という

ものの範囲をきめるといいますか、そ

ういふものをきめて、それに従つて国

なりあるいは県なりが負担する、ある

いは市なりが負担するということにな

らなければならぬ。ところが、順序か

ら見るとそうではなくて、国は国で自

分の補助する範囲をきめて、あるいは

県は一定のワケ以上は出せないとい

ことで、その学校の移転についても、

実は市の方が自分でしよい込んで、四

苦八苦しているというふうな事態な

わけです。ですから、少なくとも私はそ

の国の補助は、法律の、いわゆる予算

の範囲という問題があるでしょうが、

設置者としての県は、これは学校の経

費あるいは用地補償費、その後生じて

くるような一切のものについて責任を

持つ、そういう建前でなければなら

ぬ、こう思うのですが、その点につ

てはどうですか。

○松島説明員 法律上は、「滑走路着

陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は

改良の工事を施行する場合には、その

工事に要する費用は」云々、こう書い

てあるわけでございます。法律の解釈

問題として考える場合に、学校の移転

が入るか入らないかということは何少

疑問のあるところであろうと思ひます

が、しかし問題は、ただいま御指摘の通

り、学校を移転しなければ飛行場とし

て用をなさないということは、移転を

すること自体が飛行場を作る一つの条

件になるわけでありませう。そうならば、

その金の出どころをどういふふう

に処理するかという問題は、同時に、い

かなる形であるとしても考えた上で仕

るべきものではないかと考えます。

○北山委員 このケーについて私非常

に不思議に思ふのは、国も半分は負担

する、あるいは経費の一部は補助する

ということになっておるわけですか。とこ

ろが空港を設置するという経費は、用

地費あるいは関係補償費、そういうも

事を進めるべきことが当然でございまして、その分について関係市町村が負担できないならば、飛行場の建設というものを取りやめるような方向にいくのか、あるいはそれを取りやめられないならば、学校の移転が市町村として可能なような財源的な手配をするか、いずれにしてもそういう配慮が、法律の規定はともかくといたしまして、実際問題として必要であらうと思っております。そういう点の配慮が、今のお話でございまして、私実情を十分承知いたしておられますので、実情を調査の上でまたお答えをさせていただきますと思っております。

○北山委員 大体、自治省の考え方はわかりましたが、花巻市というのは、基準税収が二億くらいなものであります。そういう財政力がない団体が、空港というものについて、しかも空港というものは、現状では一般大衆がこれを利用するものではなくて、やはり余裕のあるクラス、少数の者が利用するという実態において、そういう貧弱な財政の中から何億という金を空港に出すというふうな事案は、やはりほうっておけないのではないかと思っております。また市当局としても、こういうようなプランを作って進めるということとは、非常識きわまると私自身思っております。それ以外の学校経費等についても、老朽校舎があつて、非常に危険な校舎があるために、ほかの小学校へ通学ということで、父兄が通学を拒否しようじやないかというふうな、いろいろ教育施設についても十分な点があるという際に、空港のために学校を二つも移転するようなむだ

なやり方をやっているということ自体は好ましくないと思うのですけれども、それはそれとして、やはり自治省としても、単に今の地方自治法上は、直接の監督という意味じゃございませぬけれども、県と市町村との調整の問題でもあり、あるいは市の財政、行政の運営の問題でもありますので、一つ十分実態を御調査の上で、適切な指導をしていただきたいと思います。問題は運輸省関係にもありますので、いづれまたいろいろ調査の上で、機会を見てその結論についてお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○松島説明員 実情につきましては、ただいま申し上げました通り、また先生からお話ございましたので、十分調査をいたしまして、私どももいたしまして、一つの方向を見出した上でまたお答えをさせていただきますと思っております。

○園田委員長 太田一夫君。園田委員 局長がいらっしゃいますから、財政課長にちよつとお尋ねをいたしますが、地方の市庁舎あるいは町村の事務所というのは、その作る費用はだれが出すのが本来の姿になっておりますか。

○松島説明員 市町村なり県なりの施設は、これは特別なものを除き、ことに庁舎のような場合は基本的な施設でございまして、当該地域の住民の負担において建てられるべきものであつて、こういうふうな考えでおります。

○太田委員 そこで、行政局長にちよつとお尋ねをいたします。地方自治法の十条によりまして、住民は「その属する普通地方公共団体の財産及び営

造物を共用する権利を有し、その次に「その負担を分任する義務を負う」とありますから、今財政課長のおっしゃつたように、庁舎、事務所等の建物を作る費用、これを維持する費用について分任をする負担分任の原則で、住民がこれを負担するのは別に間違いない、こういうことでありまして、それが、それは出す方は義務であります。ところがその上の方には「営造物を共用する権利を有し」とあるのですが、さてその営造物を共用する権利といふの中には、市庁舎とか町村の庁舎といふのは入らないとお考えになりますか、それはもちろん入るのだとお考えになりますか、行政局長としての見解をお尋ねします。

○佐久間政府委員 市庁舎は営造物には入らないのじやないかと思っております。財産ではございまして、営造物には入らない、かように考えております。

○太田委員 そうしますと、従つて市庁舎の費用というものについては、負担分任の義務はありませんか。

○佐久間政府委員 営造物には入りませんが、しかしこの「負担を分任する義務」とここで申しておりますのは、その地方団体の財産の中でも、一般の住民の公共の用に、利用に供しているような財産を言うわけでございまして、市庁舎につきましても、当然住民が「負担を分任する義務を負う」とここで言っている条項には該当しないのではないかと思っております。

○太田委員 ここに言つておる条項の中には、財産といふのがありますね。あなたは財産だと思つておられるのなら

ば、財産を共用する権利も住民にあるはずだと思つておられますが、それはいかがですか。

○佐久間政府委員 ここで「財産及び営造物」と申しておりますが、それは、いづれも住民の公共の用に供する目的で作られておる財産、営造物を言うておるものというふうな解釈をいたしております。

○太田委員 そうすると、だんだんここに書いてありますことの意味が狭くなりまして、それならば地方自治法の四條に移つてみましよう。第二條の十項「地方公共団体は」「住民の福祉の増進に努めるとともに」「住民の福祉の増進に努めなければならない」というのがここにある。もう一つ、第四條二項には、事務所は「住民の利用に最も便利であるように」という規定もあつて、こういう地方自治法の精神、もう一つさかのほれば、憲法には、基本的な団体行動の権利であるとか、いろいろ、国民の自由権といふものも三十一條にある。そういう中で、今あなたの方の行政局の御指導の中では、何か庁舎といふものは治外法権であつて、その中にむやみに住民が入るのは困るという指導をすることは正しいのだというふうな意見があるやに承つておられますが、そういうことは事実でございませうか。

○佐久間政府委員 市庁舎は、当然住民の利用に便利であるように考えなければならぬわけではございまして、先ほどの財産、営造物の共用とここで申しておりますのは、学校とか公会堂とか、そういうような、もつぱら住民にサービスを供するような、そういう利用のものをさしておられるわけではござい

まして、十條の二項には、私は庁舎は入らないのじやないか、こう申し上げたわけではございまして、しかし、庁舎はもとも四條二項に書いてありますように、住民の利用に便であるようにも、ちろん考慮を払わなければならぬわけではございまして、その庁舎は、お話しのような治外法権で、住民が入つてはいかぬのだというふうな考えは、私どもとしてはもちろん持つておりませんし、そのような指導はいたしておりません。

○太田委員 最近何か秋田県の方にございまして、県の総務部長名によりまして、県内の各市町村に對しまして、庁舎管理規則なるものを作りなさい、その管理規則というものの内容は、住民がいろいろ請願をしたり、あるいは労働者の団結した団体が団体行動などをするやうな場所になつては困るから、そういうものを取り締まりなさいというやうな内容を持った庁舎管理規則を作りなさいという指導をしておるという話を聞きましたが、あなたは御承知でありますか。

○佐久間政府委員 秋田県でそのやうな指導をしておることは、まだ聞いておりません。

○太田委員 私の方にはそういう情報が入つておるわけではございまして、最近各地におつてそういう問題で非常に争いが起きておる。たとえば松本市におきまして、職員組合との間に、あるいは地区の勤労者の団体との間に紛争が起きておる。あるいはそのやうな、同じやうな規則ができて問題になつたところが、小倉、八幡、門司、和歌山、田辺、八王子というやうな、教市にわたつておる、このやうなことも聞いてお



第一類第二号

地方行政委員会議録第十七号

昭和三十七年三月八日

昭和三十七年三月十二日印刷

昭和三十七年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局